

平成 30 年 7 月 1 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1 共通仮設費 【省略】</p> <p>2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 現場管理費の内容は次のとおりとする。 ア 労務管理費 【省略】</p> <p>ソ 工事登録等費 工事実績の登録等に要する費用 <u>タ</u> 公共事業労務費調査に要する費用 <u>チ</u> 雑 費 アから<u>タ</u>までに属さない諸費 【省略】</p>	<p>2 土地改良事業等請負工事の価格積算要領 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1 共通仮設費 【省略】</p> <p>2 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 現場管理費の内容は次のとおりとする。 ア 労務管理費 【省略】</p> <p>ソ 工事登録等費 工事実績の登録等に要する費用 <u>タ</u> 雑 費 アから<u>ソ</u>までに属さない諸費 【省略】</p>	<p>字句の追加 字句の改正 ”</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容 【省略】</p> <p>4 一般管理費等率の補正 <u>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</u> <u>ア 前払金支出割合の相違による取扱い</u> 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>イ 契約の保証に必要な費用の取扱い</u> 前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。 <u>(2) 支給品等の取扱</u> 資材等の支給及び貸与をするときには、当該支給品及び貸与額は一般管理費率算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 <u>(3) 契約相手による補正</u> 公社・公団等と契約する場合は、一般管理費等率に86%を乗じて補正する。 【省略】</p>	<p>第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容 【省略】</p> <p>4 一般管理費等率の補正 <u>(1) 前払金支出割合による補正</u> <hr/> 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>(2) 契約保証に係る補正</u> 前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正值を加えて得た率とする。 <u>(3) 支給品等の取扱</u> 資材等の支給及び貸与をするときには、当該支給品及び貸与額は一般管理費率算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 <u>(4) 契約相手による補正</u> 公社・公団等と契約する場合は、一般管理費等率に86%を乗じて補正する。 【省略】</p>	<p>字句の改正 字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正				現 行				備 考	
第10 細部事項 【省略】 別表1 工種区分 【省略】 別表2 現場管理費率 (1) - a				第10 細部事項 【省略】 別表1 工種区分 【省略】 別表2 現場管理費率 (1) - a				表内、数値の改正 表内、字句の追加 表内、数値の改正	
対象金額		300万円以下	300万円を超え10億円以下	対象金額		300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
適用区分		下記の率とする		適用区分		下記の率とする			下記の率とする
工種区分		下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による		工種区分		下記の算定式により算出された率とする ただし、変数値は下記による			下記の率とする
		a	b			a	b		
ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627		22.50%
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364		25.30%
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	農道工事	24.77%	30.7	-0.0144		22.78%
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529		24.49%
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	水路工事	28.39%	56.3	-0.0459		21.75%
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	
その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%	
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	
【省略】				【省略】					
別表3 現場管理費率の補正值 1 施工地域、施工場所による補正				別表3 現場管理費率の補正值 1 施工地域、施工場所による補正					
適用条件		補正係数	適用優先	適用条件		補正係数	適用優先		
施工地域区分	対象			施工地域区分	対象				
一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上の車線において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響あり(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量_____が5,000台/日以上の上の車線において_____規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1		
一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	一般交通影響あり(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、_____規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2		
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3		
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4		
【省略】				【省略】					
別表4 一般管理費等率 前払い金支出割合が40%の場合				別表4 一般管理費等率 前払い金支出割合が40%の場合					
工事原価		500万円以下	500万円を超え30億円以下	工事原価		500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	
一般管理費等率(Yp)		22.72%	-5.48972・logXp+59.4977	一般管理費等率(Yp)		20.29%	-4.63586・logXp+51.34242	7.41%	
【省略】				【省略】					

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----